

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度

法人名

御注意

「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

区 分		総 額	処 分				
			留 保	社 外 流 出			
			①	②	③		
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額		1	円	円	配 当	円	
					そ の 他		
加	損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 復 興 特 別 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く 。)	2					
	損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 (利 子 割 額 を 除 く 。) 及 び 市 町 村 民 税	3					
	損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 利 子 割 額	4					
	損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	5					
	損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く 。) 、 加 算 金 、 延 滞 金 (延 納 分 を 除 く 。) 及 び 過 怠 税	6			そ の 他		
	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	7					
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	8			そ の 他		
	算	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	9			そ の 他	
		10					
小 計		11					
減	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12					
	納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	13					
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (一) 「 15 」 又 は 「 31 」)	14			※		
	外 国 子 会 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (二) 「 13 」)	15			※		
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16			※		
	適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17			※		
	法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	18					
	所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	19			※		
			20				
	小 計		21			外 ※	
仮 計 (1) + (11) - (21)		22			外 ※		
関 連 者 等 に 係 る 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 七 (二) の (二) 「 25 」)		23			そ の 他		
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 七 (二) の (三) 「 10 」)		24	△		※	△	
仮 計 (22) か ら (24) ま で の 計)		25			外 ※		
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 四 (二) 「 24 」 又 は 「 40 」)		26			そ の 他		
沖 縄 の 認 定 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (一) 「 9 」 、 「 12 」 又 は 「 16 」)		27	△		※	△	
国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 主 人 の 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 (二) 「 7 」 又 は 「 9 」)		28			※		
認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 (三) 「 7 」 又 は 「 9 」)		29			※		
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 及 び 復 興 特 別 法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 復 興 特 別 所 得 税 額 (別 表 六 (一) 「 6 の ③ 」 + 復 興 特 別 法 人 税 申 告 書 別 表 二 「 6 の ③ 」)		30			そ の 他		
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別 表 六 (二) の (二) 「 7 」)		31			そ の 他		
組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 九 (二) 「 10 」)		32					
対 外 航 船 運 輸 事 業 者 の 日 本 航 船 に よ る 取 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 (五) 「 20 」 、 「 21 」 又 は 「 23 」)		33			※		
合 計 (25) + (26) + (27) ± (28) ± (29) + (30) + (31) + (32) ± (33)		34			外 ※		
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別 表 九 (一) 「 13 」)		35					
特 定 目 的 社 等 の 支 払 配 当 又 は 特 定 目 的 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 利 益 の 分 配 等 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 (八) 「 13 」 、 別 表 十 (九) 「 10 」 又 は 別 表 十 (十) 「 16 」 若 し く は 「 33 」)		36	△	△			
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額		37			※		
差 引 計 (34) か ら (37) ま で の 計)		38			外 ※		
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別 表 七 (一) 「 4 の 計 」 + 別 表 七 (二) 「 9 」 若 し く は 「 21 」 又 は 別 表 七 (三) 「 10 」)		39	△		※	△	
総 計 (38) + (39)		40			外 ※		
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (四) 「 40 」)		41	△		※	△	
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 五) 「 10 」)		42	△	△			
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 縮 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 五) 「 43 の 計 」)		43	△	△			
関 西 国 際 空 港 用 地 整 備 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 二) 「 15 」)		44	△	△			
中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 三) 「 10 」)		45	△	△			
再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 六) 「 12 」)		46	△	△			
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 の 損 金 算 入 額		47	△	△			
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額		48			外 ※		